

前回（第3回審議会）議論の振り返り

○第3回審議会において主に議論を行った「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の検討における6つの論点のうち、2つの論点(条例の対象となる「子ども」とは 及び 子どもの権利の侵害に対する「救済機関」とは)の発言要旨は以下のとおりです。(会議記録より抜粋)

1. 条例の対象となる「子ども」とは

- ・ 杉並区の条例の「子ども」の年齢や対象の考え方とは？(区内在住・在勤・在学)
- ・ 対象から考えた適切な表記とは？(子どもこども子供)

| | |
|------|---|
| 野村会長 | <p>○最初の論点「条例の対象となる『子ども』とは」ですけれども、各地の自治体の条例では18歳未満としているところが多いように思います。ただ、18歳未満ということになると、高校生で混在することになるので、18歳を多少超えても、同等に権利を保障する必要のあるものという条例の手当てをしているところも多いです。</p> <p>ただ、一方で、昨年4月に施行された「こども基本法」では、「心身の発達過程にある者」という言い方で、年齢を区切らなかった、年齢で規定をしなかったということがあります。こども基本法自体は、いわゆる18歳未満の子どもと39歳ぐらいまでの若者を含む法律ということで、そういう定義の仕方になっているのかなと思ったりもします。</p> <p>○一方で、基礎自治体には子ども施策と並んで若者施策の実施も求められているので、この条例の中でどこまで含めるのかということについては、子どもの定義とともに考えていただく必要があるかなと思います。</p> <p>○今日議論をさせていただきたい1つとして、子どもをどういう対象として区切るのかということについて少しご意見を頂ければと思います。先ほど申し上げたとおり、自治体の条例では18歳未満としているところが多くて、子どもの権利条約も18歳未満です。自治体の条例の場合には18歳未満とすると、高校のところで混在をすることになるので、子どもの権利を同等に保障する必要がある者ということで、高校生で18歳を超えた者についてカバーをしているという手当てをしています。</p> <p>かつ18歳以上のところで「若者」「青年」と呼んでいくことになると思うのですけれども、基礎自治体としては、若者施策というのもしやらないといけない施策になっています。こども基本法は、「こども」を発達過程にある者として、子どもと若者を含めています。自治体もそれをやってくださいねということを示唆しているのですけれども、この条例の中で若者を含めるかどうかは1つの論点になります。</p> <p>○ただ、幾つか情報を提供しておく、基礎自治体の場合、若者は基本的に苦手ですなぞ苦手なのかというと、基礎自治体のところでは義務教育までの子どもについては中学校を通じて把握できています。だけれども、高校から先になると、それは18歳未満を含んでいるのですけれども、だんだん子どもたちが生活の場を広げていくことになるし、基礎自治体立の高校はほぼなくて、都立あるいは私立になっていくので、子ども自体を把握できなくなっていく。ましてや若者になっていくと、なかなか把握できないということになります。ただ、区内には若者は確実に住んでいて、その若者たちが非常に困っているという状況もあります。</p> <p>○そういう意味で、<u>若者施策はやらなければいけないのだけれども、この「(仮称)子どもの権利条例」の中でこれを含めるかどうかは1つの論点</u>になるかなと思います。一緒にできるか、あるいは別に考えたほうがいいのか、この辺りどうですかね。差し当たり考える契機として、今考えておられることで皆さんからご意見を承れればと思います。いかがでしょうか。</p> |
| 岡野委員 | 私は別のほうがいいと思います。年代の幅が広がると、網羅することも広がるので、 |

| | |
|-----------|---|
| | <u>限定したところでつくっていく。若者は若者でまたつくるほうが私はいいと思います。以上です。</u> |
| 曾山委員 | 今、岡野委員がおっしゃっていらしたように、 <u>若者支援は別にあったほうがいいのかろうなと私も思うのですが、杉並で若者支援や若者施策が実際にあるものなのではないでしょうか。</u> |
| 野村会長 | 杉並区における若者施策の現状について簡単に。 法律の枠組みでは、いわゆる子若法という、子ども若者育成支援推進法に基づいてやらなければいけないので、それに基づく事業は多分されているのですよね。 |
| 子ども政策担当課長 | 簡単にご説明させていただきます。杉並区の取組の一番大きなところで言いますと、総合計画・実行計画、その実行計画の中に若者を対象とした事業がございます。ただ、私も子ども家庭部でそれを一体的にやっているかという、実はそうではなくて、例えば就労でいきますと産業関係になりますので、産業振興センターが就労に関して困難を抱える若者に対してどういうアプローチをしていくかを所管しています。 <u>あと、そのほかにも幾つかあるのですが、一体的にそれをどうしていこうというのは、正直申し上げますと現状では「ない」のが実情です。会長がおっしゃったように、12月に出了たこども大綱には、子ども・若者の今まであった大綱の要素も盛り込んで、今後、広域自治体、基礎自治体で、こども計画の策定を念頭に対応していくという方向性も出ていますので、今後、杉並区としてもどう対応していくか決めていかなければいけないという、その途中と申しますか、そのような状況ということでご認識いただければと思います。</u> |
| 野村会長 | ○その若者の問題というのは、今日お配りした資料3の参考資料1「子ども政策と若者政策の連続性と固有性」に私は書いたのですが、若者政策といった場合に2つあって、1つは子どもの時期に解決できなかった問題が先送りされている問題が1つあるのだらうと思います。特に児童福祉法の改正や社会的擁護の関係で23歳までと年齢を上げてきているのは、子どもの時期に解決されなかった問題を年齢を広げることでカバーしようという政策だと思うのです。 ○一方で、若者固有の政策というのがあるはずで、それは子どもの政策と必ずしも親和性があるものではないことも多いかなと思ったりもしているのですが、そこは区別して考える必要があるかなというのは私の考え方であったりもします。 ○ちなみに、「子ども」の中に、あるいは子若法で若者を含む、あるいはこども基本法で若者を含むと言っている中で、子どもの権利条例をつくっている自治体が若者施策に目を向けていないということに関して、若者施策の研究者、宮本みち子さんなどは「愕然とした」という言い方をされていて、子どもの権利としてやるという反面、 <u>若者施策も区として進めていっていただかなければいけない施策であることは間違いないということ意識しておく必要があるかなと思います。ただ、この条例の中に含めるか、含めないかというのは1つの論点かなと思います。</u> |
| 谷村委員 | 20代なので、若者当事者という意味でしっかり若者施策もやっていただきたいというのもあるので、 <u>今回は子どもの権利条例に関しては原則は18歳以下でいいのかと思っ</u> <u>ていまして、別でしっかり条例だったり、若者施策についてはいろいろ事業をしていただきたい</u> <u>と思います。</u> <u>さっき18歳で高校生が混在するという話がありましたし、高校生の混在以外にもいろ</u> <u>いろな視点で、例えば浪人とか、いろいろな理由で、大学に進学したときに1つ大人みた</u> <u>いな部分も世の中の認識であったりすると思うので、その間の人たちがちゃんと含ま</u> <u>れるようにしていくのがいいのかかなと思います。</u> <u>年齢以外にも、在住なのか、在勤・在学なのかみたいな論点もあるのかなと思うので</u> <u>す。よくあるのは在住・在勤・在学というところだと思うのですが、ここも少し幅がある</u> <u>といいなと思っていて、例えば杉並で18年間のうちのかなりを育て、いろいろな親の</u> <u>事情で外に出たけれども、引き続き杉並のことに関わりたいという子ども世代が、在住・</u> <u>在勤・在学の壁で阻まれるみたいなことがないほうがいいのかと個人的には思っ</u> <u>ています。</u> |
| 野村会長 | 参加とかいうのは区切る必要はなさそうですね。ありがとうございます。 |
| 田村委員 | 私の子は障害がありまして、我が子のことではないのですが、同じ障害のある子を育ててきた先輩方のお話を聞くと、障害の分野でも子ども向けの施策が18歳以上になると大人扱いになってしまって、受けられるサービスが全く変わるみたいな話を聞きました。それで苦勞をしている先輩方の話を聞くものですから、単純に幅を持たせればいいのかという話なのかどうなのか私の中でも答えがあるわけではないのですが、 <u>そこで区切っ</u> |

| | |
|-------|--|
| | <p>しまったときに、守られなくなってしまうかもしれない人は本当にいないのだろうかというところに不安を持っています。</p> <p><u>そこに特に懸念される深刻な問題がないのであれば、私も若者と子どもは分けたほうが、求められるものが違うと思いますので、分けたほうが良いと思います。その境目で落ちてしまう方が本当にいないかなという点だけ気をつけなければいけないのかなと思いました。</u></p> |
| 野村会長 | <p>ありがとうございます。19歳、二十歳問題というのはあったと思いますけれども、むしろ高木委員にお話を聞いたほうが良いと思いますけれども。</p> |
| 高木委員 | <p>先生のこちらの「子ども政策と若者政策の連続性と固有性」の2のところに記載されていますけれども、19歳、二十歳問題が何を指しておられるかはあれなのですけれども、前は二十歳が成人だったのが18歳になってしまいましたよね。18歳というと、高校3年生で18歳になっている子もいれば、なっていない子もいるということで、そこでぶつ切り切られてしまって、18歳になっていると犯罪の加害者になったら名前が出てしまうとか、顔が出てしまうということもあります。権利も与えられるから、何かやらかしてしまったときにはちゃんと責任を持たないといけないということが当然あるのでしょうか、何か年齢だけで区切ってしまうというのは僕も釈然としないところがあります。</p> <p><u>里子についても、基本18歳までが養育ですけれども、例外的に大学に通っている間は里子として認められますというところがあって、大学に通っているからいいのかとか、通っていない子は保護されなくてもいいのかという、何となくふわふわしたところがあって釈然としないところはありますよね。</u></p> <p>先生のこちらにも書いてありますけれども、<u>ざっくり言って22歳の年度末までぐらいは保護されてもいいのではないかと。ただ、18歳未満の子たちに比べれば、比較として考えれば100%ではなくて、例えば80%とか、70%ぐらいは保護されてもいいのではないかと。</u>あと、先ほど障害者のこともおっしゃっていましたが、サービスがそこで切られてしまうということは違和感を感じます。その親御さんの身になってみると、「何で？これからどうすればいいの」ということですから。せめて22歳の年度末までは何らかの保護対象に子ども、若者ということで。ただ、39歳までにするとあまりにも広すぎて、35～36で子どもと一緒に保護しないといけないのかと個人的には思ってしまうものですから、22歳ぐらいまではある程度保護する対象に含めてもいいのかなと私は思っております。</p> |
| 新藤副会長 | <p>私もあやふやだったのですけれども、まずは<u>社会的養護などの子どもたちは18歳を超えてもサポートされるようになっていっているところがあるので、今、高木委員がおっしゃったように、18歳未満ですっぱり切るとするのはそれでいいのかな</u>というところがあります。</p> <p>あと、ちょうど今日授業をやってきたのですけれども、例えば母子及び父子並びに寡婦福祉法というのがございまして、そこでは児童は二十歳未満という規定がなされています。それから、別の法律ですけれども、障害児の福祉手当がございまして、重度障害のあるお子様に対する手当ですけれども、これも二十歳未満の子どもに対してとなっているので、<u>一般的には18歳未満を子どもとするというのが権利条約では言われているところではあるのですけれども、そこで区切ってしまう弊害みたいなものをどのように考えていくかというのはあるかな</u>と思います。</p> |
| 野村会長 | <p>○資料の2ページを開いていただくと、自治体の条例の規定があって、例えば豊田市の子ども条例では、「この条例で『子ども』とは、18歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人を含みます」という規定の仕方をしていきます。</p> <p>○一番最初は川崎市だったと思いますけれども、「18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」という形で、詳しく規定しているわけではないのですけれども、同等に認められる者という形で規定されております。</p> <p>○今検討している条例を子ども若者権利条例とすることもできなくはない。そういう選択肢もあります。ただ、そうすると、若者についてちゃんと書かないといけないのです。要するに、子若法で今基礎自治体が行っている相談事業なんかは、言わば要対協をそのまま引き写しにしたもので、出口が見えない形で相談を受けている関係で、人は来るけれども、実質的な効果を上げていない部分は結構あるように思います。なので、やるのであれば、本気でやらないといけない分野かなと思っています。</p> <p>○特に、自立がなかなか難しい若者は相当数いて、就労につなげていくといったときに、中間的就労をどうするかであるとか、あるいはそういう人たちが生活保護以下のものになっていくということがあって、アンダークラス化と言ったりしている人もいますけれども、</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>ども、そういう若者の問題は深刻で、あと若者の意見を取り入れる場所もあまりなかったりするので、そういうふうに考えると、子ども、若者に関しての条例ということも選択肢としてはあります。</p> <p>○一方で、国連子どもの権利委員会では、今、国際的に子どもを若者としているところが結構増えてきているようです。子ども若者権利法、子ども若者法みたいな。これに関して、国連子どもの権利委員会は、若者を含むことについて相当警戒感を持って見ているとの情報が入っています。一緒にしないほうがいいという見方をしているのもあります。私は、どっちがいいかというのはちょっと判断がつかないけれども、そういう問題があるということになります。</p> <p>○<u>いずれにせよ若者の問題を真剣に考えた上でこの条例をつくっていかないといけないと思うので、ぜひ考えていただければと思います。今のところ少し分けたほうがいいと。分ける理由としては、別であろうからと。ただ、一方で、年齢でビシッと区切ることによって漏れてしまう問題があるから、そこは何かの手当てが必要であるというご意見が多かったように思います。</u></p> |
| 板垣委員 | <p><u>先ほどおっしゃった若者の中でも、子ども時代に解決できなかった問題を引きずっている若者、そういった方は、18歳未満とか、二十歳未満に関わらず、個別対応は難しいかもしれないのですが、フォローしていくのがいいのかなと私は思いました。</u></p> |
| 子ども家庭部長 | <p>区の今の若者施策の状況については先ほど子ども政策担当課長から申し上げたとおりではありますけれども、これはいろいろな考え方もあるのだろうなと思いながら、若者に対してのアプローチがこれからかなり求められてくるのだろうなということは、区としてもそういう機運が高まっているという状況は認識しています。</p> <p>今皆さんのお話を伺っていると、それぞれの福祉サービスの対象とする、しないというところに関しては、それぞれ個別の法律なり制度の中でしっかり保障していくべきサポート、サービスをどこまでするかという議論はそれぞれの分野でかなり密にやられていることだと思いますし、もしご発言していただければよいのであれば、若松委員が恐らく児童養護施設の今の現状についていろいろと実践されているところだと思いますので、それぞれの福祉サービスの中では蓄積がいろいろあるのだろうなと。</p> <p>ただ、子どもの権利といったときに、いわゆる基本的な人権の部分をどう保障していくかという話の中で、どこまでを対象とするのかというのは、まさに今日皆さんからいろいろご意見を頂く中で、そういう考え方もあるのだなということを改めて気づかせていただいた部分もあります。まさにこういう論点の部分をしっかりご議論いただいた上で、どのような形でおまとめいただくかというプロセスがすごく大事だと思いますので、いろいろご意見を頂けたらなと改めて思った次第です。</p> |
| 若松委員 | <p>児童養護施設、聖友学園の園長をしております若松です。私は、実は大学を卒業してすぐ聖友学園の指導員として子どもと直接関わる仕事をしておりまして、30年前は児童養護施設は18歳になったら、基本的にはいかなることがあろうとも無理やり自立に向けて押し出される存在だったのです。でも、<u>今はそれが二十歳までの措置延長、年齢制限の撤廃ということで、いろいろ使えば施設に幾つまででもいられる状況にはなってきました。</u></p> <p><u>なので、児童養護施設ということで考えると、年齢はかなりグレーな感じです。ずっといく可能性はあります。児童養護施設の子どもの問題というのは、自立に向けて一歩踏み出すことができなくてひきこもってしまうとか、そこからなかなか巣立ってないという問題も多いと思いますし、虐待とかを受けた状況において、精神的な問題がなかなか解決されないという複合要素もあるかとは思っております。</u></p> <p><u>そういうことを加味して、でも、先ほどおっしゃってくださったように、児童養護のところでは、その子たちの自立のために杉並区はどんなことを考えようかとか、そういうやり取りはされているということもありますので、年齢においては18歳とか、どこかで区切って、ここに豊田市とか、西東京市とかのいろいろ書いてありますが、18歳とはするけれども、それだけではなくて、何となくそっちに当てはまるような方々も対象になっていくのだよということがうたわれていけば、私はいいいのではないかと考えました。</u></p> |
| 野村会長 | <p>○答申案を今後考えていかないといけないのですが、<u>例えば18歳未満を中心とする条例にしたからといって、若者施策を軽視するものではないということ</u>はきちんと答申案に書いていったほうがいいかなと思います。</p> <p>○福祉サービスはもちろん法律で決まっているので、それは粛々とやっていくことになると思うのですが、独自の施策というのは、いろいろな自治体で先進的にやっているところも結構あります。就労関係でいろいろな工夫をしながらやっているところもあ</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>るので、本当はそういうものをきちんとやっていくことを後押しできればとも思うのですが、いずれにせよ軽視するものではないということをどこかに明記できるような答申案にできれば、今日の議論は生きるものになるかなと思います。どうもありがとうございました。</p> |
|--|---|

2. 子どもの権利の侵害に対する「救済機関」とは

・子どもの権利侵害に対する救済の取組や、権利の回復を支援するために必要なこととは？

| | |
|------|--|
| 野村会長 | <ul style="list-style-type: none"> ○6つ目の論点「子どもの権利の侵害に対する『救済機関』とは」は、いわゆる自治体における相談救済機関は、現在、自治体の中で約40ぐらい設けられていて、東京は結構多くなってきておりました、近隣の自治体でも相談救済機関を設けているということです。これは、子どもの権利侵害に対する救済にとどまらず、子どもの権利を促進していったり、あるいは子どもの権利の普及啓発を具体的に担っていく機関としても役割を果たしているところが多いように思います。 ○情報提供としては、先ほど申し上げたとおり、2019年の国連子どもの権利委員会の勧告ベースでは33ということになっていますが、現在、40ぐらい、いわゆる子どものオンブズマンのようなものが出来上がってきています。近隣でも結構できていて、武蔵野市、中野区、西東京市もありますし、豊島区、目黒区はありますが、あまり動いていないかもしれません。あと、江戸川区にもできたりと、東京都内では結構できてきているところがあります。 ○役割としては、相談に対して解決の方向で働いていくという1つ大きな柱があります。各国の状況を見てみると、子ども、あるいは子どもに関わる大人からの相談は受けるけれども、個別救済はやらないところが国ベースですけれども結構多いです。いわゆる北欧の子どもオンブズマンというのは、必ずしも個別救済をやっているわけではないです。ただし、子どもからの相談とか申立てには道は開かれています。 ○何をやるかということ、子どもに関わるようなものについて制度改善を促していくのが各国のトレンドになっています。子どもオンブズマンとか、子どもコミッショナーという名前がついていますが、ノルウェーを中心とした子どもオンブズマンを含めて、どちらかといえば制度改善に力を注いでいるということがあります。 ○そういった中で、個別救済までやっているのは、ポルトガルとか、スペインとか、南欧のほうにあるのと、私が調べた中では、ヨーロッパではアイルランドです。それから、近隣でいうと、韓国の国家人権委員会の子どものセクションというのがありますが、子どもからの申立てを受けて個別の救済を図っているというのがあります。 ○日本の場合には、2000年にできた川西市の子どもの人権オンブズパーソン条例が各自治体に影響していて、これは個別救済を中心に据えているので、今、日本の自治体で行われているのは、ほぼほぼ相談、個別救済が大きな柱になっていて、むしろ制度改善は意識としてちょっと薄いところがありますが、ただ、位置づけはされているので、1人の子どもに対しての問題が他の子どもにも影響するような場合には制度改善を促すようなことをやっています。ちなみに、私は中野区の子どものオンブズマンをやっていますが、中野区も1事例、病児保育の問題について、相談から区に対して制度改善をするようにという勧告をした事例が1件あります。 ○それからもう1つ、この相談救済機関の大きな役割としての子どもの権利の普及啓発は必ずしも十分認識が深まっていないと思います。ただ、各国のものを見てみると、子どもの権利の普及啓発に非常に力を注いでいることが分かります。例えばアイルランドではアドバイザリーパネルという形で子どもたちからアドバイスをもらって、いろいろなテーマについて子どもたちと一緒に考えていたり、実現していたりしているということもあります。例えば国内で言うと、西東京市では子どもの権利救済委員というのが中心になって、学校に向けて条例の副読本をつくって、その副読本をベースに権利救済委員が、小学校に子どもの権利の授業に回っていたりするというところで、権利の普及啓発にも力を注いでいるということがあります。 ○ただ、救済機関をつくるということになると、杉並区だと多分3名ぐらい委員を用意しないといけないのと、相談・調査専門委員というスタッフ、中野区でいうと4人いるこ |
|------|--|

| | |
|------|--|
| | <p>とになっていますけれども、そういう体制をつくるというので、区の財政的にはそれなりに大きな支出になっていくということがあります。</p> <p>○そういうことを含めて、これを設置することについて皆さんどうお考えなのか、少しご議論いただければと思います。いかがでしょうか。</p> |
| 谷村委員 | <p>質問ですけれども、この<u>救済機関の委員に子どもがいる事例、子ども自体が委員になっているという事例</u>は。</p> |
| 野村会長 | <p><u>それはないです。ただ、先ほど申し上げたとおり、アイルランドではアドバイザーパネルという形で、オンブズマンが子どもと一緒にいろいろなことをやるということはやったりしています。</u>中野区では、それを私はやりたくてしようがないのだけれども、なかなかうまくいかない部分もあってというのはあります。</p> |
| 谷村委員 | <p><u>理想としては、専門家だけではなくて、子どもも委員に含まれているのが理想かなと思います。</u>さっきの意見聴取であるとか、私も子どもたちと関わる機会が多くて、今、武蔵野市のムサカツに関わっていたりするのですけれども、そこで出てくるのが、「僕らがどんなに意見を言っても、大人は絶対聞かないから」という諦めの声がすごく大きい。諦めだったり、怒りみたいな。結局、大人だけしかいない救済機関は信用されないのではないかなと思っているので。</p> <p><u>この制度設計をするに当たって、子どもたちから本当に自分たちの権利を守ってくれる、自分たちのための条例であると、大人たちは信頼されないといけないのではないかなと思っているので、その1つとして、子どもが委員として救済機関に入ることはすごく重要ではないか</u>と思いました。</p> |
| 増田委員 | <p>この個別救済機関ですけれども、これだけ今いじめですとか、不登校ですとか、ヤングケアラーの問題などが毎年毎年深刻になっていく中で、<u>できるだけこの救済機関が網羅的な役割を果たせるものにつくっていただければいいかな</u>と思っています。</p> <p><u>たしか先生が、今回の杉並区の条例はこれがスタンダードになるようなものにしたいとおっしゃっていたと思うのですけれども、そういう意味でも、相談もあり、個別救済もあり、普及啓発の活動もするようなものを目指すのがいいか</u>と思います。</p> |
| 向井委員 | <p>私も<u>設置が大前提だ</u>と思っています。私は意見聴取で3校行きまして、先ほど板垣委員もおっしゃっていましたが、子どもたちは本当に意見が言いたい、よくぞ来てくれたぐらいに大歓迎されてしまったのが驚いたのです。子どもたちは自分たちも参加したいという気持ちをすごく持っているのだなと本当に感じたので、<u>せっかく条例をつくるのでしたら、それを動かしていくための機関としての考え方も含めて、ぜひ設置の方向で、財政的に大変かもしれませんが、それも含めて本気度を見せる</u>ということで検討できればなと思っています。</p> |
| 曾山委員 | <p>私も設置をしていただきたいと思うほうからですが、子どもが相談窓口のプリントを学校からよくもらってくるのです。こういう場合はここに、こういう場合はここにというのが、A4、1枚ですけれども、本当に小さい字でごちゃごちゃすごくいっぱい書いてあるのです。これは子どもは見ません。しかも、モノクロの刷り物だったりして、親が見ても潰れて見えなかったりするので、<u>本当に子どもが困ったときにどこに連絡をすればいいのかという、絶対的な窓口が1つあるとすごく安心するのではないか</u>と思ったので、<u>ぜひ設置をする方向で進めていただけたら</u>と思います。</p> |
| 谷村委員 | <p>今お話を伺って思ったのが、<u>「相談窓口」と言われると相談したくなくなる</u>など思っています、<u>相談窓口は絶対大事だ</u>と思うのですけれども、そのデザインは<u>すごくこだわらないといけないかな</u>と思います。</p> <p>私も大人になってからですけれども、いろいろと家庭で大変だったときにちょっと電話してみようと思ったことがあったのですが、<u>何とかの電話と書かれていても、「この電話番号に押すか」</u>みたいな感覚にどうしてもなるなと思いました。なので、<u>デザインがすごく大事かな</u>と思います。</p> |
| 野村会長 | <p>○中野区では条例上は「子ども相談室」「子どもの権利救済委員」で、福祉オンブズマンがある関係で「子どもオンブズマン」にしたのですけれども、相談室については子どもたちから募集をして、あとマスコットキャラクターも募集をして、このたび「相談室ポカコロ」になりました。「ぼかぼかした心」の略で「ポカコロ」。子どもたちとワークショップで選んだのです。</p> <p>○西東京市もそういうふうやって、それは「ほっとルーム」になりました。各自治体、結構工夫はしているようです。</p> |
| 谷村委員 | <p>確かに子どもたちとつくるのはいいですよ。あとは、それこそ負担が大きくなってし</p> |

| | |
|------|--|
| | まうのかもしれないですけども、 <u>気軽にポツリと話せるような関係性だったり、それは救済機関ではない形かもしれないけれども、子どもたちを待っているのではなくて、出ていくみたいなこともあればいいのかなど</u> 思いました。 |
| 野村会長 | ○国立市の子どもオンブズマンは、近くに「矢川プラス」という、子どもがかなりハードに遊べるような児童館があるのですけれども、そこに出張して誰でも相談室みたいなことで定期的に行って話を聞く、なんていうこともやっています。いろいろ工夫次第で何とでもという感じかなと思います。 |
| 板垣委員 | 子どもたちはネットというか、スマホでいつの間にかLINEのチャットルームをやっていたりするので、そういった手段、すごく件数が来てしまうかもしれないのですけれども、 <u>インスタグラムだったり、Xとか、LINEのチャットルームとか、すごくかわいらしい感じで、しかも安全な感じで誰でも参加できるようにすると、例えばQRコードがあって、これを読み込んで見てねとかいうふうにすると、子どもたちは割と参加しやすいのかな</u> 思いました。 |
| 野村会長 | ○意外と学校で配るオンブズマンレターというのが効果的で、子どもたちはまだ鉛筆で書く文化がきちんとあって、いっぱい来るのですよね。返事がなかなか大変で。「こういうことに悩んでいたんだ」というようなことがあって、改善に進んだものも結構あったりします。だから、意外と手で書くのがよかったです。 |
| 田村委員 | 私も <u>基本的に設置していただきたい</u> とっていて、 <u>まさにデザインのところをどうするか次第で、成功するかどうかというところだ</u> とっています。 その中でも、 <u>普及啓発は大人も含めるべきだろう</u> なとっています。本当に権利が侵害されて傷ついている子どもたちは、 <u>自分1人で知らない擁護委員会の方に「助けて」と言いに行けるか</u> というとなかなか難しいと思いますので、 <u>権利を侵害した方ではない周りの大人の方がこの擁護委員会につなげてくださるような、大人にとっても、自分1人ではこの子を守れないというときに頼れる存在であることが広く浸透することが必要な</u> のかなと思いましたが、ぜひ普及啓発も幅広くしていただきたいなと思っています。 |
| 高木委員 | 皆さん、言ってくれたことは全く大賛成です。権利もそうですけれども、 <u>知らないことによって、知らないがために不利益を被っている子どもさんがたくさんいる</u> と思うのですよね。親も含めてですけれども。ヤングケアラーで、飲んだくれの母親とか父親の面倒を見て、そういう子が中学生になったり高校生になって、下の子の面倒を見ている子もいて、それも言えなくて、どこに相談していいかわからない。そんな状況が子どもを不幸にするのであって、それこそそんな子どもは児童養護施設に行ったり、里親に預けたほうがよっぽどましだと思うわけですよ。 だから、 <u>その窓口がどうかということ</u> を小学校の低学年のうちから、何かあったらここに電話したら何とかなるという窓口を、 <u>それこそさっきの「ポカコロ」みたいに、堅苦しい名称ではなくて、キャラクターが入っているものなんかも含めて啓発していくことにも力を入れていければ</u> なと思った次第です。 |
| 谷村委員 | あと、 <u>本当に困っている子どもがアクセスできるか</u> というのが今のお話を伺っていてちょっと気になりました、例えば家庭で何か困っていて、こういうところに連絡しようとして、でも、家庭にいと親の目があって連絡ができない。学校にいる間に連絡しようと思っても、スマホを出すと先生に怒られるみたいになってくると、いつ子どもたちは救済機関にアクセスするのだろうかということもあるなと思ったので、そういうところも考えた、 <u>アクセスの機会をどう保障するかということも大事</u> だと思います。 |
| 野村会長 | ○中野に行く前は西東京市で子どもの権利擁護委員会をやっていましたけれども、そのときに、親から殴られるというので、家の電話を自分の部屋に持ち込んで電話をしてあげることがあります。そうしている間に親が上がってきて、教科書を破り捨てるみたいなことがあったりという、そんなこともありました。 ○私がこういうものに関わる一番最初というのは、今、東京経済大学ですけれども、その前は獨協大学というところにおいて、獨協大学が地域と子どものリーガルサービスセンターをつくったのです。それは相談窓口です。地元が草加市ですけれども、草加市と一緒に小学校にカードを配ってもらいました。そうしたら小学校1年生の子が電話をかけてきて、「知らない人が来て、午後から電気が止まるからねと言われたのですけれども、本当に電気がつかなくなりました。どうしたら電気がつくでしょうか」という相談がありました。これはおかしいなと思って、一生懸命場所を聞いて、なかなかその場所が特定できなかったのですけれども、そこに行ったら、ネグレクトです。その子連れてくることはできないので、「ちょっと学校に行こうか」と言って学校に行くと、学校から児童相談所に通報したということがありました。連絡する手段というのは |

| | |
|-------|---|
| | 結構工夫する必要があると思いますけれども、そういうのを見て直接電話をしてきてくれる子どもも結構いたりもしました。 |
| 増田委員 | この <u>擁護委員さんの役割を決めるときに、学校の先生方の理解を得るのがすごく大切</u> だと思っております。今、学校で子どもが問題を抱えていたときに、担任の先生に相談しますと、取りあえずスクールカウンセラーとか、ソーシャルワーカーとか、本当は心の問題を抱えている子なのにソーシャルワーカーに回されてしまったり、その逆とかもあるわけです。ですから、 <u>学校の先生に、擁護委員というのは子どもたちにこういうことをしてくれる、相談窓口というのはこういうときに行っていくところなのだよと、その親御さんもそうですけれども、学校の先生たちの理解を得ることも大切だ</u> と思っております。 |
| 横田委員 | 学校現場としても、子どもたちの声を聞くときがよくあります。ただ、そういった子たちは本当に勇気があって、よく来てくれたねという状況なのですよね。もちろん学校で我々教員も含めてそれをしっかり理解して、子どもたちにこういった相談が受けられるよという雰囲気づくりももちろん大事ですけれども、それを言えない子もいるのだろうなというのは日々思っているところです。 そういった意味では、本当に小さいうちから遊びに行っている児童館にもこういったところがあるとか、さっきのアナウンスのこともそうなのですけれども、もっとやっているといいのかなと。 <u>ふだん身近に目に触れていれば興味を持たれると思うので、いろいろな部分の環境整備が今後必要なのかと思っております。これはぜひ子どもたちにも周知していきたいし、こういった周知をしていくことは非常に大事だ</u> と思っております。 |
| 佐野委員 | 私は小学校ですけれども、皆さんがお話くださったように、こういった <u>救済機関をしっかりとつくっていくのはとても大事</u> だと思っております。なぜそうかという、教員もすごくその子に関わりたいし、また、その子が子どもらしく、自分らしく生きてほしいと思っているのですが、なかなかそれを解決してあげるといのが、 <u>教員としての立場ではできないこともたくさんある</u> のです。ですから、できる限りそういったものを学校は見つけて相談を促すというか、こちらからも相談窓口で話していけるような場所があると、 <u>教員にとってもすごく心強い機関</u> かなと思っております。 |
| 若松委員 | とにかく <u>学校をどう巻き込んでいくかというのが重大な命題</u> だと思っていて、 <u>学校の先生もそうだし、保護者にもどれだけしっかり理解してもらおうかということもまず大事</u> だと思っております。 子どもから何かあったときに対応する機関は当然必要だと思いますが、それでも <u>電話できない子もいる</u> となったときには、私は <u>施設の立場としては、こっちから大人がちゃんとアウトリーチして、救いに行きあげなくてはいけない</u> というのはまず第一だと思います。来なかったらどうにもできないということとはちょっと切り離して考えるべきだと思います。そこは今、 <u>区立の児童相談所を設置していくという流れもありますから、その中でどうカバーするかというところと、いろいろなところから網羅しながら対応していくことが大事</u> かなと思っております。 |
| 岡野委員 | 今、若松委員もおっしゃっていたのですけれども、 <u>学校をどうやって巻き込んでいくかということもすごく重要</u> だと思っております。子どもの権利、自分がどんな権利があるのか <u>というのを学校で発信する機会が義務づけられる</u> というか、そういった機会をつくらせていくべきではないかなと感じました。 それと、虐待とかの児童に関しては、「189（イチハヤク）ダイヤル」というのがあるのですけれども、そういった形で、通常の番号ではなくて、簡単に押せる番号を設置すると、電話も何となくしやすいかなと思うので、もし <u>普及活動でそういうダイヤルができるのであれば、189のように、3つかけただけでそこにつながるような、そういったダイヤルをつくっていただく</u> といいかなと思っております。 |
| 板垣委員 | 今、子どもから発信するという話が多かったのですけれども、東京だと、おせっかいかなと思って口を出さないとか、そうかなと思っても、言いづらいというのがあると思うので、 <u>周りにいる大人がもっとおせっかいをして助けようよみたいな、大人向けの発信も必要</u> かなと。そうすると「ちょっとおかしいな」「いつも汚れているな」というのを、 <u>違っているかもしれないけれども言おう、窓口伝えようという啓蒙活動も必要</u> かなと思っております。 |
| 新藤副会長 | 皆さんのお話をお聞きして、多分できそうだな、いい方向だなと思ってお聞きしてました。実際は学校とのトラブルで相談されることも多いですし、保護者とのトラブルで子どもがヘルプを出してくるということもあります。大人の本気が問われるというか、学校や家族の中で解決することが難しくて来る。それがどんな内容であったとしても、まず聞いて、そこから救済措置みたいな形になっていくのか、その子と話をしていく中で解 |

| | |
|------|---|
| | <p>決していくのか、いろいろなやり方があるかとは思いますが、私が知る限りでは、野村先生が擁護委員をされているように、<u>すごく専門性が高い方だったり、いろいろご経験がある方だったり、どういう人を擁護委員とするのかというところは結構大事ですし、また、学校や保護者やいろいろな多機関を渡り歩くではないですけども、そこで子どもの権利のために対等にきちんと意見を言えるような、あるいは聞いてもらえるような、そういう制度設計にする必要があるか</u>と思いますので、<u>箱だけつくって機能しないというようにしないためには、そういったところが重要になってくる</u>のかなと思いました。</p> <p>あと、野村先生にお聞きしたいのですが、中野区で先ほど制度改善という制度をつくったというお話があったかと思うのですが、制度を変えていくというところも、ぜひ個別救済だけではなくて入れるべきだろうと思うのです。例えば先ほど障害のあるお子さんについてということがあったと思うのですが、私の少ない知識では、行政が率先して動いたり、障害のある方の親御さんとか、ご家族とか、あるいは専門職のほうからそういった福祉サービスを充実させていく動きが出てくるというのが今まであるかと思うのですが、子どもの権利をベースに制度改善を促す、つくっていくというときに、どこから発して、どこに話をつけていって、どういうふうにつくられるのかなというイメージができなかったものですから、その辺りを教えていただけますでしょうか。</p> |
| 野村会長 | <p>○今のご質問も含めていろいろお話をすると、まず、他の相談機関とどう違うのかということとはよく聞かれます。例えば他の相談機関にどういうものがあるかという、教育相談であったり、心理相談であったり、あるいは法律相談であったりという相談機関が結構あります。そういう専門的な相談機関は社会的な資源としてはとても大事だと思うのですが、例えば子どもに関しての法律相談をやっていると、どういう方が相談に来るかという、典型的には「訴えたい」と言って来るわけです。でも、話を聞いてみると、ちっとも訴える話ではなかったり、ほかに主訴があったり、ほかに困っていることがある。 どうして「訴える」と言って来るかという、「訴える」と言って相談に来ないと相手にしてもらえないとどこかで思っているからそうやって来るのですよね。ということは、専門相談機関はとても大事だけれども、専門相談機関に相手にしてもらうためには、専門的な問題として相談に行かないと駄目だとどこかで思っている。大人も多分そうだと思うのです。</p> <p>○つまり、相談者に問題を整理してこいと投げかけているのが専門的な相談機関。けれども、相談する人は何に困っているか分からないから相談に来るとい人も結構いて、救済機関としての相談機関はそういう人からの相談を受ける。なので、相談を受けて、何の問題なのかということをごちらが考える。子どもと「こういうことかな。こういうことだよ。何ができるのかな。」ということ子どもと一緒に考えていながら解決の道筋をつけていくという、そういう相談機関なのかなと思っております。</p> <p>○それから、学校は特にオンブズマンが入ることを警戒されることが結構多いのですが、基本的には「けしからん」と言って入っていくことはほとんどないです。みんな子どものことについて考えているのは一緒なので、そこ的一致点で入っていく。特にオンブズマンというのは、子どもの意見や考えを代弁する役割があるので、学校ではそう言っていなかったかもしれないけれども、この子はこういうことを考えているのですよということを伝えに行くところから始まるので、そういう意味では一緒に考えていきましょう、という働きかけをしていく。オンブズマンの最終的な権限として、例えば勧告であったり、意見表明であったり、いろいろなことがあるのですが、多くの場合、そういう調整のところまで解決していくことが多いように思います。</p> <p>○例えば中野区の病児保育の問題は、病児保育は結構自治体の裁量に委ねられていて、法律で示されている病児保育の要件は3～4件くらいあって、その他という例外がついているのだけれども、中野区はその例外を規定でしていなかったのです。なので、そこから漏れてしまうという事例がありました。こういう状況にあるということをごちらが伝える行った上で、区として何ができるのかをまず考える。権限を持っている機関がまず考えてもらって、あるいは正常に動いていくことを促していくことが役割だと思っていて、そこから入っていく。 そういった中で、調査の中では中野区以外の、ほかの区がどうしているかということをごちらが調査しないと 23 区は動いてくれないのですよね。「多摩でどうやっているか」と言うと「多摩ですか」みたいになってしまうのだけれども、ほかの23区がどうなっているのかを調べていくと、必ずしも中野区のように限定的ではないところがいっぱいあるということが分かって、ほかの区はこうなっていますと伝えました。 そうなってくると、中野区としても条例をつくった手前もあって、改善していかないと</p> |

いけないと職員たちも思うのですよね。そういったときに、オンブズマンを利用して自分たちがやったほうがいいと思うことを実現することも大事ですよと区の職員なんかにお話しして、そういうやり取りの中で最終的に勧告を出すのですけれども、勧告を出すときには区もやろうと考えている、そういう状況にあるのが少なくとも病児保育の問題でした。なので、その至るプロセスは結構重要で、単に「けしからん」「やれ」と文句を言いに行く機関では決してないと思っています。

- アイルランドでも、調整という言い方はしていなかったですけれども、そういう働きかけ自体がいろいろな問題を解決していくことになっていくと言っているの、あながち国際的にもそんなに違いはないなと思ったりもしています。そういう働きかけのことをこの世界ではオンブズワークと言っているのですが、オンブズワークとは何かというのは結局誰もよく分からなかったりして、なので、こういう救済機関を持っている自治体で交流をしながら、オンブズワークを深めていっているというのが今の現状ですかね。
- かつ国立市は弁護士2人がやっていますけれども、ほかのところは大体委員は多職種です。それは専門性を生かすと同時に、子どもの問題は1つの専門でできるはずもなく、それぞれの専門に限界があるということを理解した上で、多職種でいろいろ知恵を出しながらやっていくというのが委員のメンバー構成になっています。なので、調査、相談のスタッフも多職種で、福祉系がいたり、心理系がいたりという、そんな形になってやっているということです。それでも悩ましいことは結構あって、今日も来る前にケース会議をやってきましたけれども、子どもの問題は子どもを中心にして考えるというのは、そういうことなのかなと理解をしております。というのがオンブズマンの現状みたいなお話になります。
- ということで、設置したほうが良いというご意見が多かったように思いますが、そういう方向性で考えるということよろしいですかね。ありがとうございました。ということで、今日は「子ども」をどう考えるかという条例の対象、そして救済機関について考えさせていただきました。